

はんだ環境パートナーシップ会議設置要綱

(設 置)

第1条 半田市環境保全条例(平成19年半田市条例第5号)第7条第1項の規定により策定された半田市環境基本計画(以下「基本計画」という。)に関し、市民、事業者及び行政の協働並びに連携により、総合的かつ実効的な推進を図るため、はんだ環境パートナーシップ会議(以下「パートナーシップ会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 パートナーシップ会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に係る推進施策の企画及び施策展開に関すること。
- (2) 基本計画の推進状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 市民、事業者及び行政間における取組の協働並びに連携に関すること。
- (4) 環境の保全及び創造に関する情報の共有に関すること。
- (5) その他基本計画の推進のために必要な事項

(組 織)

第3条 パートナーシップ会議は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 事業者団体関係者
- (4) 各種団体代表者
- (5) 環境保全に関心の高い市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 パートナーシップ会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、議事その他の会務を総括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 パートナーシップ会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進部会の設置)

第7条 パートナーシップ会議の補助機関として、はんだ環境パートナーシップ会議推進部会(以下「推進部会」という。)を設置する。

- 2 推進部会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 基本計画に係る推進施策の事業提案及び運営に関すること。
 - (2) その他必要事項の調査及び検討に関すること。
- 3 推進部会は、委員及び公募市民をもって組織する。
- 4 推進部会に、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 推進部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(庶 務)

第8条 パートナーシップ会議及び推進部会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。